

# 一般社団法人都留青年会議所

## 褒賞規程

### (目的)

第1条 本規程は、青年会議所運動の発展と昂揚に資するため J C 運動に貢献した会員及びグループを褒賞することを目的とし、そのための手続を定めるものとする。

### (推薦及び決定)

第2条 事務局は、毎年、褒賞を受けるべき会員及びグループの推薦の期限を定めた上で、各正会員に推薦を求める。ただし、推薦には理由を付すものとする。

2 事務局は、前項に定める推薦の結果を理事長に報告する。

3 理事長は、各正会員からの推薦を踏まえ、褒賞を受けるべき会員及びグループを決定する。

4 理事長は、褒賞を決定するにあたっては、原則として、当該事業年度における功績を対象として行う。ただし、必要に応じてその以前の活動をも考慮することができる。

### (理事会への報告)

第3条 事務局は、前条の規定に基づいて褒賞を行うこととなった場合には、その旨を理事会に報告する。

### (褒賞の期日)

第4条 理事長は、原則として、総会又は例会において、具体的に褒賞理由を説明して褒賞を行うものとする。

### (褒賞の種類)

第5条 褒賞は、会員及びグループを対象として、以下の種別を設ける。

2 会員に対する褒賞

(1) 最優秀 J a y c e e 賞

本会議所の正会員であって、J C 運動及び本会議所に最も顕著な貢献のあった者に対して与える。

(2) 特別個人賞

本会議所に貢献のあった正会員に対して、年間2個以内の範囲で与える。

3 グループに対する褒賞

(1) 最優秀グループ賞

本会議所所属するグループであって、J C運動を通じて、最も顕著な功績のあった団体に対して与える。

(2) 特別グループ賞

本会議所に功績のあった団体に対して、年間2個以内の範囲で与える。

(褒賞の内容)

第6条 最優秀J a y c e e賞及び最優秀グループ賞の受賞者には、賞状を贈り、その功績を称える。ただし、別に副賞をつけることができる。

## 附 則

この規程は、2016年6月24日から施行する。